

## 青森市手数料条例及び青森市建築審査会条例の一部を 改正する条例の制定について（概要）

### 1 制定理由

令和3年5月28日に「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」及び「住宅の品質確保の促進等に関する法律」の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、認定申請手数料を改める等のため、所要の改正をするもの。

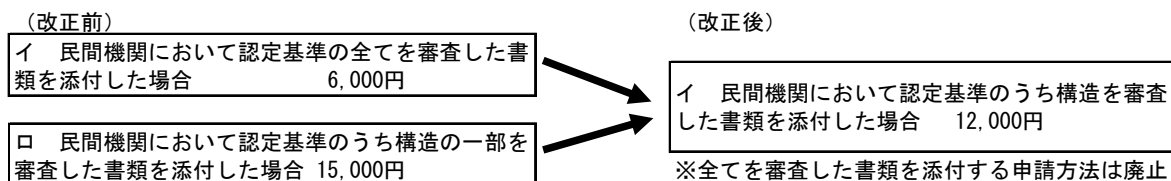
### 2 改正の内容

#### 【青森市手数料条例改正関係】

① 分譲マンションについて、これまで住戸単位で認定を受け、各住戸の区分所有者それぞれが維持保全を行うこととされていたが、実際は管理組合によって一括して維持保全が行われていることを踏まえ、住棟全体での認定に改正される。これに伴い住戸単位での認定から住棟単位での認定に認定申請手数料の記載を改めるもの。

② 長期優良住宅の認定申請に係る添付書類等の見直しが図られ、所管行政庁の審査内容が変更されることに伴い、その審査に要する時間に増減が生じるため、認定申請手数料の額などを改正するもの。

#### ●認定申請手数料の額の改正の例



③ 長期優良住宅について一定の敷地面積を有し、広場や歩道等の空地を有する等、良好な市街地の整備につながるものとして、建築審査会の同意を得て許可したものは、容積率緩和の規定が追加されることから、特例許可申請手数料の追加をするもの。



#### 【青森市建築審査会条例改正関係】

① 「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に基づく容積率の特例許可に当たり、建築審査会の同意が必要である一方、現行の建築審査会条例において、審査会の招集は全て「建築基準法」に基づくものに限定されていることから、他法令による準用を可能とするために一部記載を改正するもの。

### 3 施行期日

施行期日 令和4年2月20日

青森市手数料条例（平成十七年青森市条例第八十二号）新旧対照表

【第1条関係】

改正案				現行			
別表				別表			
4 許可等手数料				4 許可等手数料			
番号	事務の種類	手数料の名称	手数料の額	番号	事務の種類	手数料の名称	手数料の額
三十六の二	長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号）第五条第一項から第四項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査（新築に限る。）	長期優良住宅建築等計画認定申請（新築）手数料	<p>認定申請一件につき、次に掲げる場合ごとの住戸の区分に応じそれぞれに定める額</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>イ <u>住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第六条の二第五項に規定する確認書（以下「確認書」という。）若しくは同項に規定する住宅性能評価書又はこれらの写し（以下これらを「確認書等」という。）が添付された場合</u></p>	三十六の二	長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号）第五条第一項から第三項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査（新築に限る。）	長期優良住宅建築等計画認定申請（新築）手数料	<p>認定申請一件につき、次に掲げる場合ごとの住戸の区分に応じそれぞれに定める額（<u>共同住宅等（共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下同じ。）</u>にあつては、当該額を一の共同住宅等に係る住戸について行われる長期優良住宅の普及の促進に関する法律第五条第一項から第三項までの規定による長期優良住宅建築等計画の認定の申請の数で除して得た額）</p> <p>イ <u>住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五条第一項に規定する登録住宅性能評価機関（以下「登録住宅性能評価機関」という。）が、あらかじめ長期優良住宅の普及の促進に関する法律第六条第一項各号（第三号を除く。）に掲げる基準に適合すると認めた場合</u></p>

		<p>一戸建ての住宅（住宅の用途以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下同じ。） <u>一万二千円</u></p> <p>五戸以下の共同住宅等 <u>（共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下同じ。）</u> <u>二万二千円</u></p> <p>六戸以上十戸以下の共同住宅等 <u>三万七千円</u></p> <p>十一戸以上二十五戸以下の共同住宅等 <u>六万二千円</u></p> <p>二十六戸以上五十戸以下の共同住宅等 <u>九万九千円</u></p> <p>五十一戸以上百戸以下の共同住宅等 <u>十五万円</u></p> <p>百一戸以上二百戸以下の共同住宅等 <u>二十五万円</u></p> <p>二百一戸以上三百戸以下の共同住宅等 <u>三十二万円</u></p> <p>三百一戸以上の共同住宅等 <u>三十七万円</u></p> <p><u>（削除）</u></p>			<p>一戸建ての住宅（住宅の用途以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下同じ。） <u>六千円</u></p> <p>五戸以下の共同住宅等 _____</p> <p>_____ <u>一万二千円</u></p> <p>六戸以上十戸以下の共同住宅等 <u>二万千円</u></p> <p>十一戸以上二十五戸以下の共同住宅等 <u>三万千円</u></p> <p>二十六戸以上五十戸以下の共同住宅等 <u>五万八千円</u></p> <p>五十一戸以上百戸以下の共同住宅等 <u>十万円</u></p> <p>百一戸以上二百戸以下の共同住宅等 <u>十六万円</u></p> <p>二百一戸以上三百戸以下の共同住宅等 <u>二十万円</u></p> <p>三百一戸以上の共同住宅等 <u>二十一万円</u></p> <p>ロ <u>登録住宅性能評価機関が住宅の品質確保の促進等に関する法律第五条第一項に規定する住宅性能評価書により、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第六条第一項第一号に掲げる基準に適合していると評価した場合</u></p>
--	--	---	--	--	---

						<p><u>一戸建ての住宅</u> <u>一万五千円</u></p> <p><u>五戸以下の共同住宅等</u> <u>五万七千円</u></p> <p><u>六戸以上十戸以下の共同住宅等</u> <u>九万 三千円</u></p> <p><u>十一戸以上二十五戸以下の共同住宅等</u> <u>十七万円</u></p> <p><u>二十六戸以上五十戸以下の共同住宅等</u> <u>三十万円</u></p> <p><u>五十一戸以上百戸以下の共同住宅等</u> <u>四十六万円</u></p> <p><u>百一戸以上二百戸以下の共同住宅等</u> <u>八十四万円</u></p> <p><u>二百一戸以上三百戸以下の共同住宅等</u> <u>百十四万円</u></p> <p><u>三百一戸以上の共同住宅等</u> <u>百三十八 万円</u></p>
		<p>ロ イ_____に掲げる場合以外の場合</p> <p>一戸建ての住宅 四万六千円</p> <p>五戸以下の共同住宅等 十万円</p> <p>六戸以上十戸以下の共同住宅等 十七 万円</p> <p>十一戸以上二十五戸以下の共同住宅等 三十四万円</p> <p>二十六戸以上五十戸以下の共同住宅等 六十一万円</p> <p>五十一戸以上百戸以下の共同住宅等</p>			<p>ハ イ及びロに掲げる場合以外の場合</p> <p>一戸建ての住宅 四万六千円</p> <p>五戸以下の共同住宅等 十万円</p> <p>六戸以上十戸以下の共同住宅等 十七 万円</p> <p>十一戸以上二十五戸以下の共同住宅等 三十四万円</p> <p>二十六戸以上五十戸以下の共同住宅等 六十一万円</p> <p>五十一戸以上百戸以下の共同住宅等</p>	

		百五万円 百一戸以上二百戸以下の共同住宅等 百九十五万円 二百一戸以上三百戸以下の共同住宅等 二百七十九万円 三百一戸以上の共同住宅等 三百四十二万円			百五万円 百一戸以上二百戸以下の共同住宅等 百九十五万円 二百一戸以上三百戸以下の共同住宅等 二百七十九万円 三百一戸以上の共同住宅等 三百四十二万円
三十六の二の二	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第五条第一項から第五項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査(増築又は改築に限る。)	長期優良住宅建築等計画認定申請(増築又は改築)手数料 認定申請一件につき、次に掲げる場合ごとの住戸の区分に応じそれぞれに定める額 _____ _____ _____ _____ イ <u>確認書又はその写しが添付された場合</u> 一戸建ての住宅 <u>一万八千円</u> 五戸以下の共同住宅等 <u>三万三千元</u> 六戸以上十戸以下の共同住宅等 <u>五万五千元</u>	三十六の二の二	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第五条第一項から第三項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査(増築又は改築に限る。)	長期優良住宅建築等計画認定申請(増築又は改築)手数料 認定申請一件につき、次に掲げる場合ごとの住戸の区分に応じそれぞれに定める額(共同住宅等にあつては、当該額を一の共同住宅等に係る住戸について行われる長期優良住宅の普及の促進に関する法律第五条第一項から第三項までの規定による長期優良住宅建築等計画の認定の申請の数で除して得た額) イ <u>登録住宅性能評価機関が、あらかじめ長期優良住宅の普及の促進に関する法律第六条第一項各号(第三号を除く。)に掲げる基準に適合すると認めた場合</u> 一戸建ての住宅 <u>九千円</u> 五戸以下の共同住宅等 <u>一万八千円</u> 六戸以上十戸以下の共同住宅等 <u>三万二千元</u>

		<p>十一戸以上二十五戸以下の共同住宅等 <u>九万三千円</u></p> <p>二十六戸以上五十戸以下の共同住宅等 <u>十四万円</u></p> <p>五十一戸以上百戸以下の共同住宅等 <u>二十二万円</u></p> <p>百一戸以上二百戸以下の共同住宅等 <u>三十八万円</u></p> <p>二百一戸以上三百戸以下の共同住宅等 <u>四十九万円</u></p> <p>三百一戸以上の共同住宅等 <u>五十五万 円</u> <u>(削除)</u></p>			<p>十一戸以上二十五戸以下の共同住宅等 <u>四万七千円</u></p> <p>二十六戸以上五十戸以下の共同住宅等 <u>八万八千円</u></p> <p>五十一戸以上百戸以下の共同住宅等 <u>十五万円</u></p> <p>百一戸以上二百戸以下の共同住宅等 <u>二十四万円</u></p> <p>二百一戸以上三百戸以下の共同住宅等 <u>三十万円</u></p> <p>三百一戸以上の共同住宅等 <u>三十二万 円</u></p> <p>ロ <u>登録住宅性能評価機関が住宅の品質 確保の促進等に関する法律第五条第一 項に規定する住宅性能評価書により、 長期優良住宅の普及の促進に関する法 律第六条第一項第一号に掲げる基準に 適合していると評価した場合</u></p> <p><u>一戸建ての住宅 二万三千円</u></p> <p><u>五戸以下の共同住宅等 八万七千円</u></p> <p><u>六戸以上十戸以下の共同住宅等 十三 万円</u></p> <p><u>十一戸以上二十五戸以下の共同住宅等 二十六万円</u></p> <p><u>二十六戸以上五十戸以下の共同住宅等 四十五万円</u></p>
--	--	--	--	--	--

						<p><u>五十一戸以上百戸以下の共同住宅等</u> 六十九万円</p> <p><u>百一戸以上二百戸以下の共同住宅等</u> 百二十六万円</p> <p><u>二百一戸以上三百戸以下の共同住宅等</u> 百七十二万円</p> <p><u>三百一戸以上の共同住宅等</u> 二百八万円</p>
		<p>ロ イ_____に掲げる場合以外の場合</p> <p>一戸建ての住宅 六万九千円</p> <p>五戸以下の共同住宅等 十六万円</p> <p>六戸以上十戸以下の共同住宅等 二十六万円</p> <p>十一戸以上二十五戸以下の共同住宅等 五十一万円</p> <p>二十六戸以上五十戸以下の共同住宅等 九十二万円</p> <p>五十一戸以上百戸以下の共同住宅等 百五十八万円</p> <p>百一戸以上二百戸以下の共同住宅等 二百九十三万円</p> <p>二百一戸以上三百戸以下の共同住宅等 四百十九万円</p> <p>三百一戸以上の共同住宅等 五百十三万円</p>			<p>ハ イ及びロに掲げる場合以外の場合</p> <p>一戸建ての住宅 六万九千円</p> <p>五戸以下の共同住宅等 十六万円</p> <p>六戸以上十戸以下の共同住宅等 二十六万円</p> <p>十一戸以上二十五戸以下の共同住宅等 五十一万円</p> <p>二十六戸以上五十戸以下の共同住宅等 九十二万円</p> <p>五十一戸以上百戸以下の共同住宅等 百五十八万円</p> <p>百一戸以上二百戸以下の共同住宅等 二百九十三万円</p> <p>二百一戸以上三百戸以下の共同住宅等 四百十九万円</p> <p>三百一戸以上の共同住宅等 五百十三万円</p>	
三十六	長期優良住宅	長期優良住宅建築等計画変更認定申請（新築）		三十六	長期優良住宅	長期優良住宅建築等計画変更認定申請（新築）

<p>の三</p>	<p>の普及の促進に関する法律第八条第一項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請（同法第九条第一項又は第三項の規定に基づく申請を除く。）に対する審査（新築に限る。）</p>	<p>手数料</p> <p>認定申請一件につき、次に掲げる場合ごとの住戸の区分に応じそれぞれに定める額 _____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>イ 確認書等が添付された場合</p> <p>_____</p> <p>一戸建ての住宅 <u>六千円</u></p> <p>五戸以下の共同住宅等 <u>一万千円</u></p> <p>六戸以上十戸以下の共同住宅等 <u>一万八千円</u></p> <p>十一戸以上二十五戸以下の共同住宅等 <u>三万千円</u></p> <p>二十六戸以上五十戸以下の共同住宅等 <u>四万九千円</u></p> <p>五十一戸以上百戸以下の共同住宅等 <u>七万六千円</u></p> <p>百一戸以上二百戸以下の共同住宅等 _____</p>	<p>の三</p>	<p>の普及の促進に関する法律第八条第一項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請（同法第九条第一項 _____ の規定に基づく申請を除く。）に対する審査（新築に限る。）</p>	<p>手数料</p> <p>認定申請一件につき、次に掲げる場合ごとの住戸の区分に応じそれぞれに定める額（共同住宅等にあつては、当該額を一の共同住宅等に係る住戸について行われる長期優良住宅の普及の促進に関する法律第八条第二項において準用する第五条第一項から第三項までの規定による長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請の数で除して得た額）</p> <p>イ 登録住宅性能評価機関が、あらかじめ長期優良住宅の普及の促進に関する法律第六条第一項各号（第三号を除く。）に掲げる基準に適合すると認めた場合</p> <p>一戸建ての住宅 <u>三千円</u></p> <p>五戸以下の共同住宅等 <u>六千円</u></p> <p>六戸以上十戸以下の共同住宅等 <u>一万円</u></p> <p>十一戸以上二十五戸以下の共同住宅等 <u>一万五千円</u></p> <p>二十六戸以上五十戸以下の共同住宅等 <u>二万九千円</u></p> <p>五十一戸以上百戸以下の共同住宅等 <u>五万円</u></p> <p>百一戸以上二百戸以下の共同住宅等 _____</p>
-----------	--	---	-----------	--	--



		<p><u>十二万円</u> 二百一戸以上三百戸以下の共同住宅等</p> <p><u>十六万円</u> 三百一戸以上の共同住宅等 <u>十八万円</u> (削除)</p>			<p><u>八万三千元</u> 二百一戸以上 _____ の共同住宅等</p> <p><u>十万円</u> _____</p> <p>ロ <u>登録住宅性能評価機関が住宅の品質確保の促進等に関する法律第五条第一項に規定する住宅性能評価書により、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第六条第一項第一号に掲げる基準に適合していると評価した場合</u></p> <p><u>一戸建ての住宅 七千円</u></p> <p><u>五戸以下の共同住宅等 二万八千円</u></p> <p><u>六戸以上十戸以下の共同住宅等 四万六千円</u></p> <p><u>十一戸以上二十五戸以下の共同住宅等 八万七千円</u></p> <p><u>二十六戸以上五十戸以下の共同住宅等 十五万円</u></p> <p><u>五十一戸以上百戸以下の共同住宅等 二十三万円</u></p> <p><u>百一戸以上二百戸以下の共同住宅等 四十二万円</u></p> <p><u>二百一戸以上三百戸以下の共同住宅等 五十七万円</u></p> <p><u>三百一戸以上の共同住宅等 六十九万円</u></p>
--	--	---	--	--	---

		<p>ロ イ_____に掲げる場合以外の場合</p> <p>一戸建ての住宅 二万三千元</p> <p>五戸以下の共同住宅等 五万四千元</p> <p>六戸以上十戸以下の共同住宅等 八万六千元</p> <p>十一戸以上二十五戸以下の共同住宅等 十七万円</p> <p>二十六戸以上五十戸以下の共同住宅等 三十万円</p> <p>五十一戸以上百戸以下の共同住宅等 五十二万円</p> <p>百一戸以上二百戸以下の共同住宅等 九十七万円</p> <p>二百一戸以上三百戸以下の共同住宅等 百三十九万円</p> <p>三百一戸以上の共同住宅等 百七十一万円</p>			<p>ハ イ及びロに掲げる場合以外の場合</p> <p>一戸建ての住宅 二万三千元</p> <p>五戸以下の共同住宅等 五万四千元</p> <p>六戸以上十戸以下の共同住宅等 八万六千元</p> <p>十一戸以上二十五戸以下の共同住宅等 十七万円</p> <p>二十六戸以上五十戸以下の共同住宅等 三十万円</p> <p>五十一戸以上百戸以下の共同住宅等 五十二万円</p> <p>百一戸以上二百戸以下の共同住宅等 九十七万円</p> <p>二百一戸以上三百戸以下の共同住宅等 百三十九万円</p> <p>三百一戸以上の共同住宅等 百七十一万円</p>
三十六の三の二	<p>長期優良住宅の普及の促進に関する法律第八条第一項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請（同法第</p>	<p>長期優良住宅建築等計画変更認定申請（増築又は改築）手数料</p> <p>認定申請一件につき、次に掲げる場合ごとの住戸の区分に応じそれぞれに定める額_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	三十六の三の二	<p>長期優良住宅の普及の促進に関する法律第八条第一項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請（同法第</p>	<p>長期優良住宅建築等計画変更認定申請（増築又は改築）手数料</p> <p>認定申請一件につき、次に掲げる場合ごとの住戸の区分に応じそれぞれに定める額（共同住宅等にあつては、当該額を一の共同住宅等に係る住戸について行われる長期優良住宅の普及の促進に関する法律第八条第二項において準用する第五条第一項から第三項までの規定による長</p>

<p>九条第一項又は第三項の規定に基づく申請を除く。)に対する審査(増築又は改築に限る。)</p>	<p>イ <u>確認書又はその写しが添付された場合</u></p> <p>一戸建ての住宅 <u>九千円</u></p> <p>五戸以下の共同住宅等 <u>一万六千円</u></p> <p>六戸以上十戸以下の共同住宅等 <u>二万七千円</u></p> <p>十一戸以上二十五戸以下の共同住宅等 <u>四万六千円</u></p> <p>二十六戸以上五十戸以下の共同住宅等 <u>七万四千円</u></p> <p>五十一戸以上百戸以下の共同住宅等 <u>十一万円</u></p> <p>百一戸以上二百戸以下の共同住宅等 <u>十九万円</u></p> <p>二百一戸以上三百戸以下の共同住宅等 <u>二十四万円</u></p> <p>三百一戸以上の共同住宅等 <u>二十七万円</u></p> <p><u>(削除)</u></p>		<p>九条第一項<u>                    </u>の規定に基づく申請を除く。)に対する審査(増築又は改築に限る。)</p>	<p><u>期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請の数で除して得た額)</u></p> <p>イ <u>登録住宅性能評価機関が、あらかじめ長期優良住宅の普及の促進に関する法律第六条第一項各号(第三号を除く。)に掲げる基準に適合すると認めた場合</u></p> <p>一戸建ての住宅 <u>四千円</u></p> <p>五戸以下の共同住宅等 <u>九千円</u></p> <p>六戸以上十戸以下の共同住宅等 <u>一万六千円</u></p> <p>十一戸以上二十五戸以下の共同住宅等 <u>二万三千円</u></p> <p>二十六戸以上五十戸以下の共同住宅等 <u>四万四千円</u></p> <p>五十一戸以上百戸以下の共同住宅等 <u>七万五千元</u></p> <p>百一戸以上二百戸以下の共同住宅等 <u>十二万円</u></p> <p>二百一戸以上三百戸以下の共同住宅等 <u>十五万円</u></p> <p>三百一戸以上の共同住宅等 <u>十六万円</u></p> <p>ロ <u>登録住宅性能評価機関が住宅の品質確保の促進等に関する法律第五条第一項に規定する住宅性能評価書により、</u></p>
---	---	--	---	--

						<p><u>長期優良住宅の普及の促進に関する法律第六条第一項第一号に掲げる基準に適合していると評価した場合</u></p> <p><u>一戸建ての住宅 一万千円</u></p> <p><u>五戸以下の共同住宅等 四万三千円</u></p> <p><u>六戸以上十戸以下の共同住宅等 六万九千円</u></p> <p><u>十一戸以上二十五戸以下の共同住宅等 十三万円</u></p> <p><u>二十六戸以上五十戸以下の共同住宅等 二十二万円</u></p> <p><u>五十一戸以上百戸以下の共同住宅等 三十四万円</u></p> <p><u>百一戸以上二百戸以下の共同住宅等 六十三万円</u></p> <p><u>二百一戸以上三百戸以下の共同住宅等 八十六万円</u></p> <p><u>三百一戸以上の共同住宅等 百四万円</u></p>
			<p>ロ イ_____に掲げる場合以外の場合</p> <p>一戸建ての住宅 三万四千円</p> <p>五戸以下の共同住宅等 八万千円</p> <p>六戸以上十戸以下の共同住宅等 十三万円</p> <p>十一戸以上二十五戸以下の共同住宅等 二十五万円</p> <p>二十六戸以上五十戸以下の共同住宅等</p>			<p>ハ イ及びロに掲げる場合以外の場合</p> <p>一戸建ての住宅 三万四千円</p> <p>五戸以下の共同住宅等 八万千円</p> <p>六戸以上十戸以下の共同住宅等 十三万円</p> <p>十一戸以上二十五戸以下の共同住宅等 二十五万円</p> <p>二十六戸以上五十戸以下の共同住宅等</p>

		<p>四十六万円</p> <p>五十一戸以上百戸以下の共同住宅等 七十九万円</p> <p>百一戸以上二百戸以下の共同住宅等 百四十六万円</p> <p>二百一戸以上三百戸以下の共同住宅等 二百九万円</p> <p>三百一戸以上の共同住宅等 二百五十六万円</p>			<p>四十六万円</p> <p>五十一戸以上百戸以下の共同住宅等 七十九万円</p> <p>百一戸以上二百戸以下の共同住宅等 百四十六万円</p> <p>二百一戸以上三百戸以下の共同住宅等 二百九万円</p> <p>三百一戸以上の共同住宅等 二百五十六万円</p>
<p>三十六 の三の 三</p>	<p>住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律(令和三年法律第四十八号。以下「長期優良住宅法等改正法」という。)附則第二条第二項の規定によりなお従前の例</p>	<p>特定長期優良住宅建築等計画変更認定申請(新築)手数料</p> <p>認定申請一件につき、次に掲げる場合ごとの住戸の区分に応じそれぞれに定める額(共同住宅等にあつては、当該額を一の共同住宅等に係る住戸について行われる改正前長期優良住宅法第八条第二項において準用する改正前長期優良住宅法第五条第一項から第三項までの規定による長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請の数で除して得た額)</p> <p>イ 市長が定める書面により改正前長期優良住宅法第六条第一項第一号に掲げる基準に適合すると認められる場合</p> <p>一戸建ての住宅 六千円</p> <p>五戸以下の共同住宅等 一万千円</p> <p>六戸以上十戸以下の共同住宅等 一万</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

<p>によることと される長期優 良住宅法等改 正法第一条の 規定による改 正前の長期優 良住宅の普及 の促進に關す る法律（以下 「改正前長期 優良住宅法」と いう。）第八条 第一項の規定 に基づく長期 優良住宅建築 等計画の変更 の認定の申請 （改正前長期 優良住宅法第 九条第一項の 規定に基づく 申請を除く。） に対する審査 （新築に限 る。）</p>	<p>八千円 <u>十一戸以上二十五戸以下の共同住宅等</u> 三万千円 <u>二十六戸以上五十戸以下の共同住宅等</u> 四万九千円 <u>五十一戸以上百戸以下の共同住宅等</u> 七万六千円 <u>百一戸以上二百戸以下の共同住宅等</u> 十二万円 <u>二百一戸以上三百戸以下の共同住宅等</u> 十六万円 <u>三百一戸以上の共同住宅等</u> 十八万円 ロ イに掲げる場合以外の場合 <u>一戸建ての住宅</u> 二万三千円 <u>五戸以下の共同住宅等</u> 五万四千元 <u>六戸以上十戸以下の共同住宅等</u> 八万 六千円 <u>十一戸以上二十五戸以下の共同住宅等</u> 十七万円 <u>二十六戸以上五十戸以下の共同住宅等</u> 三十万円 <u>五十一戸以上百戸以下の共同住宅等</u> 五十二万円 <u>百一戸以上二百戸以下の共同住宅等</u> 九十七万円 <u>二百一戸以上三百戸以下の共同住宅等</u></p>				
--	---	--	--	--	--

		<p>百三十九万円</p> <p>三百一戸以上の共同住宅等 百七十一万円</p>			
<p>三十六 の三の 四</p>	<p>長期優良住宅 法等改正法附 則第二条第二 項の規定によ りなお従前の 例によること とされる改正 前長期優良住 宅法第八条第 一項の規定に 基づく長期優 良住宅建築等 計画の変更の 認定の申請(改 正前長期優良 住宅法第九条 第一項の規定 に基づく申請 を除く。)に対 する審査(増築 又は改築に限 る。)</p>	<p>特定長期優良住宅建築等計画変更認定申請(増 築又は改築)手数料</p>	(新設)	(新設)	(新設)
		<p>認定申請一件につき、次に掲げる場合 ごとの住戸の区分に応じそれぞれに定め る額(共同住宅等にあつては、当該額を 一の共同住宅等に係る住戸について行わ れる改正前長期優良住宅法第八条第二項 において準用する改正前長期優良住宅法 第五条第一項から第三項までの規定によ る長期優良住宅建築等計画の変更の認定 の申請の数で除して得た額)</p> <p>イ 市長が定める書面により改正前長期 優良住宅法第六条第一項第一号に掲げ る基準に適合すると認められる場合</p> <p>一戸建ての住宅 九千円</p> <p>五戸以下の共同住宅等 一万六千円</p> <p>六戸以上十戸以下の共同住宅等 二万 七千円</p> <p>十一戸以上二十五戸以下の共同住宅等 四万六千円</p> <p>二十六戸以上五十戸以下の共同住宅等 七万四千円</p> <p>五十一戸以上百戸以下の共同住宅等</p>		(新設)	

		<p><u>十一万円</u></p> <p><u>百一戸以上二百戸以下の共同住宅等</u></p> <p><u>十九万円</u></p> <p><u>二百一戸以上三百戸以下の共同住宅等</u></p> <p><u>二十四万円</u></p> <p><u>三百一戸以上の共同住宅等</u> 二十七万 円</p> <p><u>ロ イに掲げる場合以外の場合</u></p> <p><u>一戸建ての住宅</u> 三万四千円</p> <p><u>五戸以下の共同住宅等</u> 八万千円</p> <p><u>六戸以上十戸以下の共同住宅等</u> 十三 万円</p> <p><u>十一戸以上二十五戸以下の共同住宅等</u></p> <p><u>二十五万円</u></p> <p><u>二十六戸以上五十戸以下の共同住宅等</u></p> <p><u>四十六万円</u></p> <p><u>五十一戸以上百戸以下の共同住宅等</u></p> <p><u>七十九万円</u></p> <p><u>百一戸以上二百戸以下の共同住宅等</u></p> <p><u>百四十六万円</u></p> <p><u>二百一戸以上三百戸以下の共同住宅等</u></p> <p><u>二百九万円</u></p> <p><u>三百一戸以上の共同住宅等</u> 二百五十 六万円</p>				
--	--	---	--	--	--	--



<p>三十六 の四</p>	<p>長期優良住宅の普及の促進に関する法律第八条第一項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請（同法第九条第一項又は第三項の規定に基づく申請に限る。）に対する審査</p>	<p>長期優良住宅建築等計画変更（譲受人決定等） 認定申請手数料 六千円</p>	<p>三十六 の四</p>	<p>長期優良住宅の普及の促進に関する法律第八条第一項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請（同法第九条第一項_____の規定に基づく申請に限る。）に対する審査</p>	<p>長期優良住宅建築等計画変更（譲受人決定） 認定申請手数料 六千円</p>
<p>三十六 の四の 二</p>	<p>長期優良住宅法等改正法附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる改正前長期優良住宅法第八条第一項の規定に基づく長期優良住宅建築等</p>	<p>特定長期優良住宅建築等計画変更（譲受人決定）認定申請手数料 六千円</p>	<p>（新設）</p>	<p>（新設）</p>	<p>（新設）</p>

	<u>計画の変更の認定の申請(改正前長期優良住宅法第九条第一項の規定に基づく申請に限る。)</u> に対する審査				
三十六の五	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第十条の規定に基づく <u>長期優良住宅建築等計画の認定</u> に基づく地位の承継の承認申請に対する審査	<u>長期優良住宅建築等計画認定地位承継承認申請手数料</u> 三千円	三十六の五	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第十条の規定に基づく <u>認定計画実施者が有していた計画の認定</u> に基づく地位の承継の承認申請に対する審査	<u>認定計画実施者地位承継承認申請手数料</u> 三千円
<u>三十六の五の二</u>	<u>長期優良住宅法等改正法附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる改正</u>	<u>特定長期優良住宅建築等計画認定地位承継承認申請手数料</u> 三千円	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>

	<u>前長期優良住宅法第十条の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定に基づく地位の承継の承認申請に対する審査</u>						
三十六の五の三	<u>長期優良住宅の普及の促進に関する法律第十八条第一項の規定に基づく認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の容積率の制限の特例の許可の申請に対する審査</u>	<u>長期優良住宅容積率制限特例許可申請手数料</u> 十六万円		<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	
三十六の六	都市の低炭素化の促進に関する法律(平成二十四年法律	低炭素建築物(一戸建ての住宅等)新築等計画認定申請手数料	認定申請一件につき、次に掲げる場合ごとの住戸の区分に応じそれぞれに定める額	三十六の六	都市の低炭素化の促進に関する法律(平成二十四年法律	低炭素建築物(一戸建ての住宅等)新築等計画認定申請手数料	認定申請一件につき、次に掲げる場合ごとの住戸の区分に応じそれぞれに定める額

<p>第八十四号) 第五十三条第一項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査(一戸建ての住宅等(一戸建ての住宅(住宅の用途以外の用途に供する部分を有しないもの)に限る。以下同じ。)並びに共同住宅等(共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下同じ。)及び住戸等(共同住宅等を含む建築物に係る住戸部分をいう。以下</p>	<p>イ 非住宅部分(住宅の用途以外の用途に供する部分をいう。以下この項、三十六の八の項、三十六の十一の項並びに<u>備考第九項及び第十項</u>において同じ。)を有しない建築物に係る低炭素建築物新築等計画を認定の対象とし、<u>住宅の品質確保の促進等に関する法律第五条第一項に規定する登録住宅性能評価機関</u>(以下「<u>登録住宅性能評価機関</u>」という。)があらかじめ都市の低炭素化の促進に関する法律第五十四条第一項に掲げる基準に適合すると認めた場合又は非住宅部分を含む</p>	<p>第八十四号) 第五十三条第一項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査(一戸建ての住宅等(一戸建ての住宅(住宅の用途以外の用途に供する部分を有しないもの)に限る。以下同じ。)並びに共同住宅等(共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下同じ。)及び住戸等(共同住宅等を含む建築物に係る住戸部分をいう。以下</p>	<p>イ 非住宅部分(住宅の用途以外の用途に供する部分をいう。以下この項、三十六の八の項、三十六の十一の項並びに<u>備考第十項及び第十一項</u>において同じ。)を有しない建築物に係る低炭素建築物新築等計画を認定の対象とし、<u>登録住宅性能評価機関が</u> _____ _____ _____ _____ あらかじめ都市の低炭素化の促進に関する法律第五十四条第一項に掲げる基準に適合すると認めた場合又は非住宅部分を含む</p>
--	---	--	--

<p>同じ。)をい う。)に限る。)</p>		<p>建築物に係る低炭 素建築物新築等計 画を認定の対象と し、建築基準法第七 十七条の二十一第 一項に規定する指 定確認検査機関(登 録住宅性能評価機 関であるものに限 る。以下同じ。)が あらかじめ都市の 低炭素化の促進に 関する法律第五十 四条第一項に掲げ る基準に適合する と認めた場合 一戸建ての住宅 五 千円 住戸の数が五以下の 共同住宅等及び住戸等 九千円 住戸の数が六以上十 以下の共同住宅等及び住 戸等 一万五千円 住戸の数が十一以上 二十五以下の共同住宅等</p>		<p>同じ。)をい う。)に限る。)</p>		<p>建築物に係る低炭 素建築物新築等計 画を認定の対象と し、建築基準法第七 十七条の二十一第 一項に規定する指 定確認検査機関(登 録住宅性能評価機 関であるものに限 る。以下同じ。)が あらかじめ都市の 低炭素化の促進に 関する法律第五十 四条第一項に掲げ る基準に適合する と認めた場合 一戸建ての住宅 五 千円 住戸の数が五以下の 共同住宅等及び住戸等 九千円 住戸の数が六以上十 以下の共同住宅等及び住 戸等 一万五千円 住戸の数が十一以上 二十五以下の共同住宅等</p>
----------------------------	--	--	--	----------------------------	--	--

			及び住戸等 二万五千円 住戸の数が二十六以上五十以下の共同住宅等 及び住戸等 四万二千円 住戸の数が五十一以上百以下の共同住宅等及び住戸等 七万四千円 住戸の数が百一以上二百以下の共同住宅等及び住戸等 十一万七千円 住戸の数が二百一以上三百以下の共同住宅等及び住戸等 十四万八千円 住戸の数が三百一以上の共同住宅等及び住戸等 十五万八千円 ロ (略)				及び住戸等 二万五千円 住戸の数が二十六以上五十以下の共同住宅等 及び住戸等 四万二千円 住戸の数が五十一以上百以下の共同住宅等及び住戸等 七万四千円 住戸の数が百一以上二百以下の共同住宅等及び住戸等 十一万七千円 住戸の数が二百一以上三百以下の共同住宅等及び住戸等 十四万八千円 住戸の数が三百一以上の共同住宅等及び住戸等 十五万八千円 ロ (略)
三十六の七～八十六	(略)	(略)	(略)	三十六の七～八十六	(略)	(略)	(略)
備考 1～5 (略) (削除)				備考 1～5 (略) 6 一の共同住宅等に係る住戸について行われる長期優良住宅の普及の促進に関する法律第五条第二項又は第三項の規定による長期優良住宅建築等計画の認定の申請が一の者による場合(当該申請の数が一の場合を除く。)は、			

6 一の共同住宅等に係る住戸について行われる改正前長期優良住宅法 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_ 第八条第二項において準用する改正前長期優良住宅法 第五条  
第二項又は第三項の規定による長期優良住宅建築等計画の変更の認定の  
申請が一の者による場合（当該申請の数が一の場合を除く。）は、当該申請  
の数を一とみなして4許可等手数料の表三十六の三の三の項又は三十六の  
三の四の項の規定を適用する。

7 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第六条第二項（同法第八条第二  
項において準用する場合を含む。）又は改正前長期優良住宅法 第八条第二項  
において準用する改正前長期優良住宅法 第六条第二項 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_ の規定に  
より建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場  
合における長期優良住宅建築等計画認定申請手数料、長期優良住宅建築等  
計画変更認定申請手数料及び特定長期優良住宅建築等計画変更認定申請手  
数料の額は、4許可等手数料の表三十六の二の項から三十六の三の四の項  
までの規定により算定した額に、当該審査に係る一戸建ての住宅又は共同  
住宅等について同表二の項の規定の例により算定した額（一の共同住宅等  
について同時に改正前長期優良住宅法 第八条第二項において準用する改正  
前長期優良住宅法 第六条第二項の規定による申出を行う者がある場合は、  
当該額を当該申出の数で除して得た額）を加算した額とする。

8 4許可等手数料の表三十六の三の三の項及び三十六の三の四の項の手数  
料の額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

9～11 （略）

12 一の共同住宅等又は複合建築物に係る建築物のエネルギー消費性能の向  
上に関する法律第三十四条第一項の規定による建築物エネルギー消費性能  
向上計画の認定を受けようとする者、同法第三十六条第一項の規定による

当該申請の数を一とみなして4許可等手数料の表三十六の二の項又は三十  
六の二の二の項の規定を適用する。

7 一の共同住宅等に係る住戸について行われる長期優良住宅の普及の促進  
に関する法律 第八条第二項において準用する同法 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_ 第五条  
第二項又は第三項の規定による長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申  
請が一の者による場合（当該申請の数が一の場合を除く。）は、当該申請の  
数を一とみなして4許可等手数料の表三十六の三の項又は三十六の三の二  
の項 \_\_\_\_\_ の規定を適用する。

8 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第六条第二項（同法第八条第二  
項において準用する場合を含む。以下同じ。） \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_ の規定に  
より建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場  
合における長期優良住宅建築等計画認定申請手数料及び長期優良住宅建築  
等計画変更認定申請手数料 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_ の額は、4許可等手数料の表三十六の二の項から三十六の三の二の項  
までの規定により算定した額に、当該審査に係る一戸建ての住宅又は共同  
住宅等について同表二の項の規定の例により算定した額（一の共同住宅等  
について同時に長期優良住宅の普及の促進に関する法律 第六条第二項の  
\_\_\_\_\_ 規定による申出を行う者がある場合は、当該額  
を当該申出の数で除して得た額）を加算した額とする。

9 4許可等手数料の表三十六の二の項から三十六の三の二の項までの手数  
料の額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

10～12 （略）

13 一の共同住宅等又は複合建築物に係る建築物のエネルギー消費性能の向  
上に関する法律第三十四条第一項の規定による建築物エネルギー消費性能  
向上計画の認定を受けようとする者、同法第三十六条第一項の規定による

<p>建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定を受けようとする者又は同法第四十一条第一項の規定による建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定を受けようとする者が、当該共同住宅等又は複合建築物の共用部分について建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第一条第一項第一号イに規定する設計一次エネルギー消費量を算定していない場合における建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料、建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料及び建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料の額は、4許可等手数料の表三十六の十三の項、三十六の十五の項、三十六の十七の項、三十六の十九の項及び三十六の二十一の項の規定にかかわらず、それぞれ次に掲げる額のうちいずれか低い額とする。</p> <p>① 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料については4許可等手数料の表三十六の十三の項及び三十六の十五の項、建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料については同表三十六の十七の項、建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料については同表三十六の十九の項及び三十六の二十一の項の規定により算定した額</p> <p>② 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料については4許可等手数料の表三十六の十三の項及び三十六の十五の項、建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料については同表三十六の十七の項、建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料については同表三十六の十九の項及び三十六の二十一の項の規定について、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句をそれぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えることとした場合の当該読替え後の規定により算定した額</p>	<p>建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定を受けようとする者又は同法第四十一条第一項の規定による建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定を受けようとする者が、当該共同住宅等又は複合建築物の共用部分について建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第一条第一項第一号イに規定する設計一次エネルギー消費量を算定していない場合における建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料、建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料及び建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料の額は、4許可等手数料の表三十六の十三の項、三十六の十五の項、三十六の十七の項、三十六の十九の項及び三十六の二十一の項の規定にかかわらず、それぞれ次に掲げる額のうちいずれか低い額とする。</p> <p>① 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料については4許可等手数料の表三十六の十三の項及び三十六の十五の項、建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料については同表三十六の十七の項、建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料については同表三十六の十九の項及び三十六の二十一の項の規定により算定した額</p> <p>② 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料については4許可等手数料の表三十六の十三の項及び三十六の十五の項、建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料については同表三十六の十七の項、建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料については同表三十六の十九の項及び三十六の二十一の項の規定について、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句をそれぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えることとした場合の当該読替え後の規定により算定した額</p>						
<table border="1"> <tr> <td>4許可等手</td> <td>住戸の区分</td> <td>単位住戸(建築物エネルギー消費性能基準等を定</td> </tr> </table>	4許可等手	住戸の区分	単位住戸(建築物エネルギー消費性能基準等を定	<table border="1"> <tr> <td>4許可等手</td> <td>住戸の区分</td> <td>単位住戸(建築物エネルギー消費性能基準等を定</td> </tr> </table>	4許可等手	住戸の区分	単位住戸(建築物エネルギー消費性能基準等を定
4許可等手	住戸の区分	単位住戸(建築物エネルギー消費性能基準等を定					
4許可等手	住戸の区分	単位住戸(建築物エネルギー消費性能基準等を定					



数料の表三十六の十三の項		める省令第一条第一項第二号イに規定する単位住戸をいう。以下同じ。)の区分	数料の表三十六の十三の項		める省令第一条第一項第二号イに規定する単位住戸をいう。以下同じ。)の区分
	住戸の数が四戸以下	単位住戸の床面積の合計が三百平方メートル未満		住戸の数が四戸以下	単位住戸の床面積の合計が三百平方メートル未満
	住戸の数が五戸以上十五戸以下	単位住戸の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満		住戸の数が五戸以上十五戸以下	単位住戸の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満
	住戸の数が十六戸以上四十五戸以下	単位住戸の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満		住戸の数が十六戸以上四十五戸以下	単位住戸の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満
	住戸の数が四十六戸以上	単位住戸の床面積の合計が五千平方メートル以上		住戸の数が四十六戸以上	単位住戸の床面積の合計が五千平方メートル以上
4許可等手	住戸の数が二以上	単位住戸の数が二以上	4許可等手	住戸の数が二以上	単位住戸の数が二以上
数料の表三十六の十五の項	三十六の十三の項	この表の備考第十二項において読み替えられた三十六の十三の項	数料の表三十六の十五の項	三十六の十三の項	この表の備考第十三項において読み替えられた三十六の十三の項
4許可等手	三十六の十二の項から前項まで	三十六の十二の項から前項まで(三十六の十三の項及び三十六の十五の項の規定が適用される場合にあつては、この表の備考第十二項において読み替えられた三十六の十三の項及び三十六の十五の項)	4許可等手	三十六の十二の項から前項まで	三十六の十二の項から前項まで(三十六の十三の項及び三十六の十五の項の規定が適用される場合にあつては、この表の備考第十三項において読み替えられた三十六の十三の項及び三十六の十五の項)
数料の表三十六の十七の項			数料の表三十六の十七の項		
4許可等手	住戸の区分	単位住戸の区分	4許可等手	住戸の区分	単位住戸の区分
数料の表三十六の十九の項	住戸の数が四戸以下	単位住戸の床面積の合計が三百平方メートル未満	数料の表三十六の十九の項	住戸の数が四戸以下	単位住戸の床面積の合計が三百平方メートル未満
	住戸の数が五戸以上十五戸以下	単位住戸の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満		住戸の数が五戸以上十五戸以下	単位住戸の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満
	住戸の数が十六戸以上	単位住戸の床面積の合計が二千平方メートル以上		住戸の数が十六戸以上	単位住戸の床面積の合計が二千平方メートル以上

	以上四十五戸以下	上五千平方メートル未満		以上四十五戸以下	上五千平方メートル未満
	住戸の数が四十六戸以上	単位住戸の床面積の合計が五千平方メートル以上		住戸の数が四十六戸以上	単位住戸の床面積の合計が五千平方メートル以上
4 許可等手	住戸の数が二以上	単位住戸の数が二以上	4 許可等手	住戸の数が二以上	単位住戸の数が二以上
数料の表三十六の二十一の項	三十六の十九の項	この表の備考第十二項において読み替えられた三十六の十九の項	数料の表三十六の二十一の項	三十六の十九の項	この表の備考第十三項において読み替えられた三十六の十九の項
13~17 (略)			14~18 (略)		

青森市建築審査会条例（平成十七年青森市条例第二十号）新旧対照表

【第2条関係】

改正案	現行
<p>第一条から第三条（略）</p> <p>第四条 審査会の会議は、次の各号のいずれかに該当する場合において、会長が招集する。</p> <p>一 市長から法（他の法令において準用する場合を含む。）の規定により同意を求められたとき。</p> <p>二 法第九十四条第二項（他の法令において準用する場合を含む。）の規定により、審査請求を裁決するとき。</p> <p>三 市長から諮問があったとき。</p> <p>四 前各号に掲げるほか、委員の半数以上から、審査会に付議する事件を示して、招集の請求があったとき。</p> <p>第五条から第七条（略）</p>	<p>第一条から第三条（略）</p> <p>第四条 審査会の会議は、次の各号のいずれかに該当する場合において、会長が招集する。</p> <p>一 市長から法_____の規定により同意を求められたとき。</p> <p>二 法第九十四条第二項_____の規定により、審査請求を裁決するとき。</p> <p>三 市長から諮問があったとき。</p> <p>四 前各号に掲げるほか、委員の半数以上から、審査会に付議する事件を示して、招集の請求があったとき。</p> <p>第五条から第七条（略）</p>